

学校給食センター P F I 事業者選定委員会について

○ 厚木市附属機関の設置に関する条例（案）（抜粋）

昭和 32 年 7 月 1 日
条例第 17 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

2 前項に規定するもののほか、執行機関の規則で定めるところにより、設置期間が 1 年以内の附属機関を置くことができる。

（部会等）

第 3 条 附属機関は、特別の事項について調査審議するため必要があると認めるときは、部会その他これに類する組織(以下「部会等」という。)を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会等の議決をもって附属機関の議決とすることができる。

（委任）

第 4 条 第 2 条第 1 項に規定する附属機関の組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

〈 以下、略 〉

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（参考）

別表(第 2 条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市長	略	略	略
	厚木市学校給食センター P F I 事業者選定委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づく学校給食センターの整備を行う事業者の選定について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。	5 人以内
教育委員会	略	略	略

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。